「クリアランス制度の導入中止を求める署名」の提出に際しての 質問事項

1. 廃棄物の搬出元、搬出先の記録義務について

法案には搬出先の記録の義務規定がない。通常の産業廃棄物に関しては、「廃棄物を生じる事業者は、... 廃棄物の種類、数量、運搬又は処分を受託したものの氏名... その他厚生省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理表を交付しなければならない」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3)となっており、これがいわゆるマニフェストとして義務づけられている。

- (1) クリアランス以下の原子力発電所廃棄物に関して、なぜマニフェストが義務づけられないのか。
- (2) クリアランス以下の原子力発電所廃棄物についても、その発生場所、放射能濃度、検認機関の 氏名、等を付加したマニフェストを義務づけ、最終処分までのトレーサビリティーを明記すべきであ ると考えるがどうか。

2. 自治体、住民との関連について

- (1) 法案第61条二の2に規定する書類(放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書)は環境大臣及び、廃棄処分場を主管する都道府県にまで提出されるのか。今回の法案では、処分場を主管する自治体がどのような廃棄物が処分場へ搬入されるのかを知らされないことになる。これは重大な問題と考えるがどうか。
- (2) この書類に加えて、種類、運搬、最終処分場、等のマニフェストが、主管自治体及び住民に公開されるべきと考えるがどうか。
- (3) 法案第72条の二の二において、「法案第61条の二の第1項及び第2項に対して 環境大臣は意見を述べることができる」とされているが、廃棄物処分場を管轄する自治体からの意見 はどのように反映されるのか。
- (4)廃棄された廃棄物が申請書の記載どおりかどうかの確認の実施、及び違反した場合の返還命令を「産業廃棄物処分場を主管する自治体の権限」と明記すべきであるがどうか。

3. 放射線被曝のリスクが国民に強要されることについて

法案第61条の二において、放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして、 その基準(放射性物質の濃度)を主務省令で定めるとしている。

原子力安全委員会は、上記基準の目安線量を10マイクロシーベルト/年とし、そのヒバクによるリスクが10-6/年のオーダーであると、パブリックコメント回答(平成14年12月)で述べている。

- (1)本法案は、医療被曝のように被曝に伴う利益が何もないにもかかわらず放射線障害防止の措置をとらず、電力・原子力産業の廃棄物管理費を削減するために被曝のリスクを国民におわすものである。このような重大なことが、国民的合意を得ているとは考えられないがどうか。
- (2) 放射線障害防止法の第1条(目的)に「... 汚染されたものの廃棄その他の取り扱いを規制することによってこれらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保する」と放射線障害防止の原則が唱われている。今回の法案は国民に被曝のリスクを強要することを前提とするもので、放射線障害

防止の原則に反するものであると考えるがどうか。

(3) 3月30日の衆議院経済産業委員会では、自民党武田良太議員の質疑に対して、スソ切りによる人の健康への影響について、「影響のないレベル」という答弁が行われている。「影響のない」との表現はリスクの過小評価であると考えるがどうか。

4. 関連作業者の被曝とその健康影響について

クリアランス制度は、原発の解体作業に加え、大量の解体廃棄物の表面汚染をクリアランスレベル以下に下げるための除染作業を必要とする。また、放射能で汚染された廃棄物の取扱・運搬作業などにより、放射線作業従事者でない一般の労働者に一般の国民に比べ遙かに高い線量の被曝をもたらし、その健康被害が危惧される。

- (1) 本法案は、「事業者は労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない」との電離放射線障害防止規則の基本原則(第1条)に違反するのではないか。
 - (2) 労働者の保護という観点からどう考えているのか。

5. 外国原子力船の原子炉からの廃棄物もクリアランスの対象とされていることについて

法案第61条の二項、四において、外国原子力船が対象とされている。外国原子力船とは、米国の原子力潜水艦や、原子力空母等であり、軍事用のものである。軍事利用による放射性廃棄物を現行の原子炉等規制法の枠内で取り扱うことは原子力基本法第2条(基本方針)「原子力の研究、開発及び利用は、平和目的に限り」という平和利用の原則に違反する。また、軍事上の機密が優先され、検認が十分に行われるとは到底思えない。

- (1)米軍の艦船が寄港する基地での米軍の放射性廃棄物の処理を日本で行うことは原子力基本法に 違反しないと考えているのか。
- (2)米軍の廃棄物をクリアランスし処分するのは、日米地位協定の覚書で定められた従来の方針を 変更するということか。
- (3) 軍事上の機密が優先され、検認が十分に行われるとは到底思えないが、どのように考えているのか。
- (4) 外国原子力船の放射性廃棄物の国内処理処分については、クリアランスを検討してきた各種委員会でも全く議論されておらず、それら委員会の報告書の中にも記載されていない。検討経過を明らかにして頂きたい。
- (5) 外国原子力船の原子炉からの廃棄物をクリアランスの対象とすることに関して国民の合意が得られていると考えているのか。

6. 罰則規定がないことについて

法案第61条の二に関しては罰則規定がない。これはいわゆる「ザル法」であり、クリアランスレベル以上の濃度の廃棄物が放射性廃棄物でない産業廃棄物として外部に搬出されることが黙認されることなる。この点、どのように考えているのか。